

一般社団法人 ドローン測量教育研究機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ドローン測量教育研究機構(英文名: Drone Surveying Education & Research Organization 略称「DSERO」 以下「当法人」という)と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、ドローンを用いた測量(以下「ドローン測量」という)及び地理空間情報の分野に関わる技術の教育および研究を行い、人材育成を図ると共にその内容を理解・普及させることで情報化社会における社会資本の整備・管理に寄与し、豊かな国土づくりをめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ドローン測量に関する技術の教育および普及
- (2) ドローン測量技術の開発、研究およびその成果の普及
- (3) ドローン測量技術の能力検定の実施
- (4) 教育と普及のための教材の作成と出版および販売
- (5) ドローン測量における安全運用技術の研究
- (6) ドローン測量に関する運用基準の制定と普及
- (7) ドローン測量に関する資格制度の設立および運用と普及
- (8) ドローン測量技術の応用に関する開発、研究およびその成果の普及
- (9) 災害時におけるドローン活用のための教育および研究
- (10) ドローンを活用した災害時支援のための体制構築の研究
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会、理事、理事会、監事、事務局、企画・運営委員会、検定・試験委員会、総務運営委員会、教育普及委員会、技術検討委員会、DESRO認証監査室を置く。

第3章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員を持って一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める会員規程に基づき入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員または賛助会員となる。

(入会金および会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める会員規程に基づき入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める会員規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める会員規程に基づき退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前10条乃至第11条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡または解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第13条 会員が前10条乃至第12条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員を持って構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正社員について理事は1名につき5個とし、団体会員は5個とし、個人会員は1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準ならびに会員および入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事および監事の選任および解任
- (4) 理事および監事の報酬の額またはその規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分および譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併ならびに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号の定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項およびこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内を開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故等による支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

- 第 20 条** 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議および報告の省略)

- 第 21 条** 理事または正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 22 条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員総会規則)

- 第 23 条** 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 役員等

(役員設置等)

- 第 24 条** 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を副代表理事とすることができる。
- 3 理事のうち、2名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

- 第 25 条** 理事および監事は、社員総会の決議によって正社員の中から選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第 26 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 3 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員および幹事の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事または監事は、第 24 条に定める定数の足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 理事または監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 常勤の理事および監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として、この法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(名誉理事および顧問)

第 31 条 当法人に、名誉理事ならびに若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉理事および顧問は、理事または会員から推薦を受け、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉理事および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉理事および顧問の職務)

第 32 条 名誉理事および顧問は、代表理事の諮問に答え、代表理事に対し、意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事、副代表理事、業務執行理事、事務局長の選任および解任
- 2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分および譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任および解任
 - (4) 従たる事務所、その他の重要な組織の設置、変更および廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他、当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類および開催)

第35条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事および監事は、これに署名もしくは記名押印または電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 41 条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 基金

(基金の募集)

第 42 条 当法人は、会員または第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金募集の方法)

第 43 条 基金の募集、割当および払込等の手続きについては、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 44 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日まで、その返還を請求することができない。

(基金の返還手続)

第 45 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 141 条 2 項に定める範囲内でおこなうものとする。

第 8 章 資産および会計

(事業年度)

第 46 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 47 条 当法人の事業計画書、収支予算書ならびに資金調達および整備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置く。

(事業報告および決算)

第 48 条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第 2 号および第 5 号の書類を除く。)しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間、備え置き、一般閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所および従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事および監事の名簿
- (4) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 9 章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を持って変更することができる。

(解散)

第 50 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条第 1 号、第 2 号および第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

- 第 51 条** 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第 10 章 委員会

(委員会)

- 第 52 条** 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 各委員会の委員は、会員および有識者のうちから理事会が選任する。
- 3 各委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員が委員会に出席するための交通費及び謝金については、別途細則に定める。

第 11 章 事務局

(設置等)

- 第 53 条** 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第 12 章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

- 第 54 条** 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報保護)

- 第 55 条** 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 附則

(委任)

- 第 56 条** 当定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 57 条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈する者、当法人の役員もしくは正会員またはこれらの親族等に対し、施設利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第 58 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 59 条 当法人の設立時理事および監事は、次のとおりである。

設立時代表理事	大西 有三 (関西大学)
設立時理事	建山 和由 (立命館大学)
設立時理事	西山 哲 (岡山大学)
設立時理事	沢田 和秀 (岐阜大学)
設立時理事	石川 貴一朗 (日本工業大学)
設立時理事	北川 育夫 (大阪府測量設計業協会)
設立時理事	黒谷 努 (近畿建設協会)
設立時監事	楠見 晴重 (関西大学)

(法令の準拠)

第 60 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(施行)

第 61 条 この定款は、平成 29 年 4 月 4 日より施行する。
2 この定款は、平成 30 年 5 月 29 日より施行する。
3 この定款は、令和元年 5 月 15 日より施行する。

以 上